

146

鳴子1丁目 14 番地区

協定区域	北区鳴子1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2008年4月24日
	面積	1,286.08 m ²		更新 2013年7月19日 更新 2023年7月19日
用途地域	第1種中高層住居専用地域 ⇒第1種低層住居専用地域(2018年3月19日)		有効期間	2023年7月19日～2033年7月18日(10年)

協定内容の概要

- (1)建築物は1区画1戸建とし個人専用住宅とする。但し、2区画以上の複数の区画を1つの区画として建物を建築する場合、及び建築基準法施行令第130条の3(兼用住宅)、第130条の4(公益上必要な建築物)にあげるもので、運営委員会の許可を得たものは、この限りではない。
- (2)建築物の階数は、2階建て以下(地階を除く)とする。
- (3)建築物の敷地の地盤面の標高は、本協定締結時における地盤高を超えないこと。但し、将来団地周辺整備のため、都市計画法関係諸法令の許可を受けたうえ行う宅地変更工事、又は建築物の基礎工事のための整地、その他委員会の許可を受けたものなど必要最小限の変更は、これを認める。
- (4)建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。但し、建築基準法施行令第135条の22第1号に該当するものはこの限りではない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。

146

鳴子1丁目 14番地区



位置図

